

次期顔認証付きカードリーダーに関する審査書類について

社会保険診療報酬支払基金
情報基盤部資格情報課

記

1. 次期顔認証付きカードリーダーにおいて満たすべき要件に関する書類

(1) 提出書類

- ① 技術説明書
- ② 「公的個人認証サービスに対応する IC カードリーダーの適合性検証」の証明書（写）
- ③ 顔認証に使用するソフトウェアの品質証明書（写）
- ④ デジタル庁提供のスマートフォン搭載に係る検証ツールに合格した証明
- ⑤ 総務省の「情報アクセシビリティ自己評価様式」に基づいた評価結果
- ⑥ 導入実績（顔認証及びマイナンバーカード券面情報スキャン）
- ⑦ テスト結果（顔認証及びマイナンバーカード券面情報スキャン）

※テスト結果については、「次期顔認証付きカードリーダーにおいて満たすべき要件」及び「オンライン資格確認等システムにおける顔認証付きカードリーダーに係る評価基準」を元に作成し、「顔認証付きカードリーダーにおける満たすべき要件に係る評価基準」ごとに記載すること。

※技術説明書は、基本設計相当の内容を記載し、提示すること。

(2) 提出部数

紙媒体 8 部、電子媒体 2 枚

2. 次期顔認証付きカードリーダーの製造及び提供するための資格に関する書類

(1) 提出書類

- ① オンライン資格確認等システムにおける顔認証付きカードリーダーに係る部品等の事前確認申請確認結果（写）
- ② 令和 4・5・6 年度全省庁統一資格審査において「物品の販売」の A 又は B の等級に格付けされている証明書（写）
- ③ 品質管理体制について、ISO 9001 基準又は同水準と認められる品質管理体制を確立している証明書（写）
- ④ ISO/IEC27001（国際標準）又は JIS Q 27001（日本工業標準）のいずれかの認証を取得している証明書（写）

(2) 提出部数

紙媒体 2 部

3. 次期顔認証付きカードリーダー提供に関する書類

(1) 提出書類

- ① 自己申告書（物品等の契約に係る指名停止等を受けていない、公正取引等の法律等に抵触しない等）
- ② 瑕疵等による書類審査結果取消に対する承諾書
- ③ 指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書

(2) 提出部数

紙媒体 1 部

4. 提出書類の提出期限、提出場所

(1) 提出期限

随時受付

(2) 提出場所

〒105-0004 東京都港区新橋 2 丁目 1 番 3 号
社会保険診療報酬支払基金 情報基盤部資格情報課

(3) 提出方法

直接または郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

（郵送の場合は、配送日を支払基金へ連絡し、かつ、申込者が受領の確認をする必要がある。）

5. 留意事項

- 本資料の記載内容は、公開時点のものであり、今後追加で書類を提出依頼する可能性があります。
- 「オンライン資格確認等システムにおける顔認証付きカードリーダーに係る評価基準」を満たした場合、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が認めたオンライン資格確認における顔認証付きカードリーダーとして、医療機関・薬局に公表します。
- 審査書類提出後、支払基金へ実機を提出し、支払基金による実機を用いた機能確認を行います。
- 支払基金から医療機関・薬局に対して、各顔認証付きカードリーダーの仕様、性能等について提示をしていく予定としており、そのための基礎資料等を追加で依頼する可能性があります。
- 各種テストにおけるマイナンバーカードを用いた検証について、顔認証に係る検証においては、各申請者にて実際のマイナンバーカードを準備いただき、実施ください。暗証番号入力に係る検証においては、支払基金よりテストカード（券面印刷されていないもの）を貸出可能です。テストカードの利用を希望する場合、支払基金へご連絡ください。なお、次期顔認証付きカードリーダーにおいては、在留カードと一体化したマイナンバーカード、2026 年に発行が予定されている次期マイナンバーカードへの対応が必要です。テストカードの貸出につきましては、今後お知らせしてまいります。

以上